

## 障がい者差別の解消に資する本市のこれまでの取組

## 1 公共施設など施設整備における取組

障がいのある人をはじめ、高齢者、児童などすべての市民が安心して利用できる施設を整備するため、平成 22 年 3 月に「公共的施設整備マニュアル」を改訂し、計画的に公共施設等のバリアフリー化を推進

## 【公共施設におけるバリアフリー化の状況】

- ・公共施設のバリアフリー化の進捗状況（72.3%）
- ・ノンステップバスの導入率（42.9%）

## 2 情報提供における取組

市が提供する情報について、障がい特性に応じた配慮に努めるよう、平成 23 年 3 月に「ユニバーサルデザイン文書マニュアル」を策定、平成 25 年 2 月に「障がいのある人に対する情報バリアフリーガイドライン」を策定し、情報のバリアフリー化を推進

## 【市内における障がい特性に応じた情報提供の事例】

- ・点字や音声による情報提供  
⇒ 広報うつのみや（広報広聴課）、健康づくりのしおり（健康増進課）、議会広報（議会事務局）、障がい者サービスのしおり（障がい福祉課）
- ・音声読み上げ対応の市ホームページの作成（広報広聴課）
- ・本庁舎内に手話通訳者 2 名を設置（障がい福祉課）
- ・議会の傍聴に対する手話通訳者の設置（議会事務局）
- ・イベント等における手話通訳の設置  
⇒ フェスタ・my うつのみや、宇都宮ウォーキングフェスタ（みんなでまちづくり課）、食育フェア（健康増進課）、宮っこフェスタ（子ども未来課）

## 3 市民や民間事業者への啓発

## 【啓発事業】

- ・心のバリアフリー運動の推進（市民・事業者の自主的な取り組みを促進）  
⇒ 「宇都宮市民福祉の祭典」の開催  
車いすやアイマスク体験、体験型の出前福祉講座の利用促進（社会福祉協議会）  
やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりポスターコンクールの実施
- ・福祉教育の充実（福祉の心をはぐくむための教育の充実）  
⇒ 保健と福祉の出前講座、盲導犬ふれあい教室の実施
- ・公共的施設の構造及び設備の整備基準の設定